

様式第 9 号

変 更 契 約 結 果 表

1	工事番号	令和 6 年度 土木第 1 － 1 4 号		
2	工事名	6 災補河第 2 3 7 号 栢の木川河川災害復旧工事		
3	工事場所	水俣市 湯出 地内		
4	工事種別	土木一式工事		
5	工事等概要	復旧延長 環境保全型ブロック積 小口止め工 すり付け工 根固めブロック設置 L=5. 7m A=32m2 V=0. 9m3 A=3. 9m2 N=4個		
6	契約金額	7,364,841 円	(302,159円減)	
7	契約日	令和7年5月13日		
8	工期	令和7年1月22日 から 令和7年6月20日		
9	契約の相手方	所在地	熊本県水俣市南福寺 2 番 5 2 号	
		商号又は名称	株式会社三宅組	
			代表取締役 吉村 博司	
1 0	変更契約の理由	ブロック積基礎について床掘時に岩線が確認されたため基礎コンクリートを減とし岩着に変更する。それに伴い床掘、埋戻、基礎コンクリート工を減とし洗堀防止のため埋戻しコンクリートを追加する。 伐採について作業に支障がなかったことから運搬及び処分について減とする。		
1 1	備考			

様式第9号

変 更 契 約 結 果 表

1	工事番号	令和6年度 土木第1－12号
2	工事名	6 災補河第200号 野坂川河川災害復旧工事
3	工事場所	水俣市 葛渡 地内
4	工事種別	土木一式工事

5	工事等概要	復旧延長 環境保全型ブロック積 すり付け工 底張工	L=10.6m A=28m ² A=8.3m ² A=1.4m ³
---	-------	------------------------------------	---

6	契約金額	4,088,967 円	(194, 967円増)
7	契約日	令和7年5月14日	
8	工期	令和7年1月22日 から 令和7年5月30日	
9	契約の相手方	所在地	熊本県水俣市袋2634番地
		商号又は名称	有限会社松本海事
			代表取締役 松本 茂

10	変更契約の理由	仮設道路について、地権者と協議したところ当初計画ルートにおいては、4月初旬から耕作開始したいと要望があり仮設道路の使用及び工事ができなくなることから、対岸側の耕作しないルートへ変更を要したことから敷鉄板延長について変更する。
----	---------	--

11	備考	
----	----	--

様式第9号

変 更 契 約 結 果

- | | | | |
|---|------------|--|-----------------|
| 1 | 工事番号 | 令和6年度土木第1－9号 | |
| 2 | 工事名 | 6 災補河第 1 9 6 号 侍川河川災害復旧工事 | |
| 3 | 工事場所 | 水俣市 江添 地内 | |
| 4 | 工事種別 | 土木一式工事 | |
| 5 | 工事概要 | 復旧延長：L=11.2m
環境保全型ブロック積：A=19.0m ²
すりつけ工（石積）：A=3.9m ² | |
| 6 | 契約金額 | 4,517,182 円 | （ 271,182 円 増 ） |
| 7 | 契約日 | 令和7年5月28日 | |
| 8 | 変更後の工事着手期日 | 令和 7 年 1 月 22 日 から | |
| | 変更後の工事完成期日 | 令和 7 年 5 月 30 日 まで | |
| 9 | 契約の相手方 | 住所 | 熊本県水俣市古城3丁目3-3 |
| | | 商号又は名称 | 株式会社 De MRAIT |
| | | | 代表取締役 濱崎 竜一 |

10 変更契約の理由

残土の処分先について、同時期に施工する野坂川河川災害復旧工事で仮設道路を拡幅するための土砂が不足するため、運搬先に変更が生じた。また、工事用道路について、着工前に地権者へ確認した際に、経路上の立木を避けてほしいと要望があったため、工事用道路の経路変更が生じた。工期変更について、特記仕様書第1項第3号に基づき、財務局の繰越承認が得られたため、工期を延伸したい。

様式第9号

変 更 契 約 結 果 表

- | | | | |
|----|---------|---|---|
| 1 | 工事番号 | 令和6年度 土木第1－10号 | |
| 2 | 工事名 | 6 災補河第197号 小木場川河川災害復旧工事 | |
| 3 | 工事場所 | 水俣市 大川 地内 | |
| 4 | 工事種別 | 土木工事一式 | |
| 5 | 工事等概要 | 復旧延長
環境保全型ブロック積
小口止め工
すり付け工
張芝工 | L=8.5m
A=47m ²
V=0.9m ³
A=12m ²
A=25m ² |
| 6 | 契約金額 | 11,219,810 円 | (770,190円減) |
| 7 | 契約日 | 令和7年5月28日 | |
| 8 | 工期 | 令和7年1月22日 から 令和7年7月4日 | |
| 9 | 契約の相手方 | 所在地 | 熊本県水俣市丸島町1丁目1番18号 |
| | | 商号又は名称 | 坂田建設株式会社 |
| | | 代表取締役 坂田 圭一 | |
| 10 | 変更契約の理由 | 捨土について、当該工事にて使用した仮設道路の土砂について、当初林道の取付道路に使用するため工事間流用を予定していたが、林道事業の進捗遅れが生じ受け入れが困難となったことから運搬先を変更する。 | |
| 11 | 備考 | | |

様式第9号

変 更 契 約 結 果 表

1	工事番号	令和6年度土木第2－19号	
2	工事名	道路局所管補助事業 幸橋撤去工事	
3	工事場所	水俣市幸町地内	
4	工事種別	土木一式工事	
5	工事等概要	構造物とりこわし（有筋）	V=384m3
		構造物とりこわし（無筋）	V=440m3
		工事用道路	N=1式
		瀬替盛土	N=1式
		汚濁防止膜	N=1式
		散水車	N=1式
6	契約金額	123,416,110円(553,890円減)	
7	契約日	令和7年6月19日	
8	工期	令和6年9月18日 から 令和7年6月30日	
9	契約の相手方	所在地	熊本県水俣市洗切町14番1号
		商号又は名称	株式会社 坂口組
		代表取締役社長 坂口 敬久	

10 変更契約の理由

床掘り施工後に既設橋脚の寸法確認を実施したところ、当初想定していた寸法と差異が生じたため、現地計測結果に合わせて取壊し数量及び処分量等の数量を減じる。
汚濁防止膜設置日数について、当初、日当たり標準作業量を基に日数算出を行っていたが、非出水期間（11月～5月）で施工が完了したため、汚濁防止膜の供用日数を減じる。
仮設工に使用する土砂運搬や取壊し殻運搬のダンプトラック通行により、県道水俣田浦線や市道昭和・白浜町線の路面に泥等が付着し、粉塵対策の要望が多数寄せられたため、散水車にて粉塵対策を実施する。

11 備考

様式第9号

変 更 契 約 結 果 表

- | | | |
|---|------|----------------------------|
| 1 | 工事番号 | 令和6年度土木第2-33号 |
| 2 | 工事名 | 6 災補道第95号 深川・平野2号線道路災害復旧工事 |
| 3 | 工事場所 | 水俣市深川 地内 |
| 4 | 工事種別 | 土木一式工事 |

- | | | |
|---|-------|--|
| 5 | 工事等概要 | 施工延長 L=24.2m
大型ブロック積 A=192m ²
小口止コンクリート V=6.2m ³
練石積 A=38m ²
アスファルト舗装 A=111m ²
ガードレール設置 L=24m |
|---|-------|--|

- | | | |
|---|--------|--|
| 6 | 契約金額 | 48,851,719円(1,716,716円増) |
| 7 | 契約日 | 令和7年6月26日 |
| 8 | 工期 | 令和6年11月13日 から 令和7年6月30日 |
| 9 | 契約の相手方 | 所在地 熊本県水俣市越小場1077
商号又は名称 株式会社 岩井建設
代表取締役 廣島 康雄 |

- | | | |
|----|---------|---|
| 10 | 変更契約の理由 | ①準備工として工事用道路設置個所の除草作業を実施したところ計画位置に巨石が確認され、巨石を撤去すると市道が崩壊する危険性があることから、工事用道路の計画位置及び計画高さを変更する。これに伴い工事用道路盛土等の数量を変更する。
②本工事箇所前後の市道コンクリート舗装について、路面にクラックや沈下等の損傷が確認され、放置すると雨水浸透等の影響により本工事箇所のような道路本体まで崩壊する危険性があるため、本工事にてアスファルト舗装に更新する。 |
|----|---------|---|

- | | | |
|----|----|--|
| 11 | 備考 | |
|----|----|--|

様式第9号

変 更 契 約 結 果 表

1	工事番号	令和6年度土木第2－43号
2	工事名	6 災補道第199 野川・袋線道路災害復旧工事
3	工事場所	水俣市袋 地内
4	工事種別	土木一式工事
5	工事等概要	復旧延長 L=11.3m ブロック積工 A=52.6m ² 小口コンクリート V=2.8m ³ 練石工 A=20.2m ² ガードレール基礎 L=11.3m ガードレール設置 L=11.3m アスファルト舗装 A=6.7m ²
6	契約金額	7,171,523円(857,523円増)
7	契約日	令和7年6月30日
8	工期	令和7年1月22日 から 令和7年7月31日
9	契約の相手方	所在地 熊本県水俣市旭町1丁目3番3号 商号又は名称 合資会社 梅男建設 代表社員 戸次 治夫

10 変更契約の理由

①当初、準備工にて工事範囲の立木のみの処分を計上していたが、施工区間において、台風による被災で倒れた木枝等が散在していたため追加処分を行う。これに伴い、処分料と運搬数量について、変更が生じたことから、数量を変更する。
②工事範囲外の舗装面にひび割れがあり、今後雨水の浸透により道路の陥没等の発生があるため、強化舗装工事を追加する。このことにより、工事量が増えたため、工期を令和7年7月31日まで延長する。

11 備考

様式第9号

変 更 契 約 結 果 表

1 工事番号	令和6年度 土木第1－16号
2 工事名	社会資本整備総合交付金事業 牧ノ内・大迫線道路改良工事（その2）
3 工事場所	水俣市 大迫 地内
4 工事種別	土木一式工事

5 工事等概要	施工延長 ブロック積 路床盛土 表層工 上層路盤 下層路盤	L=130.0m A=149.0m ² V=79.0m ³ A=1095.0m ² A=981.0m ² A=791.0m ²
---------	--	---

6 契約金額	31,594,470 円	（ 3,104,470円増 ）
--------	--------------	-----------------

7 契約日	令和7年7月15日
-------	-----------

8 工期	令和7年2月13日 から 令和7年12月26日
------	-------------------------

9 契約の相手方	所在地	熊本県水俣市白浜町21番12号
----------	-----	-----------------

商号又は名称	株式会社 永吉組
--------	----------

代表取締役 永吉 清子

10 変更契約の理由	施工区間延伸により、既設道路との接続が完了し擁壁及び舗装の端部の養生処理が削減され、工事費の削減が図られることから工事区間延長を変更する。
------------	---

11 備考	
-------	--

様式第 9 号

変 更 契 約 結 果 表

1	工事番号	令和 6 年度施設第 3 5 号
2	工事名	水俣市立水俣第二中学校管理・普通教室棟外壁等改修工事
3	工事場所	熊本県水俣市塩浜町 8 9 番地 地内
4	工事種別	建築一式工事
5	工事等概要	水俣市立水俣第二中学校管理・普通教室棟外壁等改修工事 一式
6	契約金額	73,894,305円(524,305円増)
7	契約日	令和7年7月18日
8	工期	令和7年3月25日 から 令和7年10月20日
9	契約の相手方	所在地 熊本県水俣市丸島町 1－1－1 8 商号又は名称 坂田建設 株式会社 代表取締役 坂田 圭一
1 0	変更契約の理由	①施工に先立ち行った石綿事前調査において、当初、石綿含有と判断していた箇所有一部分が、石綿非含有の箇所と同じ仕上であることが判明したことから、この部分の仕上塗装撤去を取り止めたため、設計数量から減少。 ②当初、室外機の移設は、空調設備を使用しない時期に行うよう想定していたが、仮設足場を設置する段階で移設を行った方が、施工性の向上や生徒たちの教室移動の回数も減らすことができるため、移設の時期を変更。 これに伴い、移設期間中も空調設備を使用可能な状態にする必要が生じたことから、新たに追加。
1 1	備考	

様式第 9 号

変 更 契 約 結 果 表

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 工事番号 | 令和 6 年度施設第 3 5 号 |
| 2 | 工事名 | 水俣市立水俣第二中学校管理・普通教室棟外壁等改修工事 |
| 3 | 工事場所 | 熊本県水俣市塩浜町 8 9 番地 地内 |
| 4 | 工事種別 | 建築一式工事 |
| 5 | 工事等概要 | 水俣市立水俣第二中学校管理・普通教室棟外壁等改修工事 一式 |

- | | | |
|---|--------|--|
| 6 | 契約金額 | 81,027,044円(7,132,739円増) |
| 7 | 契約日 | 令和7年9月12日 |
| 8 | 工期 | 令和7年3月25日 から 令和7年10月20日 |
| 9 | 契約の相手方 | 所在地 熊本県水俣市丸島町 1 - 1 - 1 8
商号又は名称 坂田建設 株式会社
代表取締役 坂田 圭一 |

- | | | |
|-----|---------|---|
| 1 0 | 変更契約の理由 | ①「クラック補修」「モルタル浮き部補修」「鉄筋爆裂部補修」「Pコン跡補修」について、施工数量調査の結果、補修が必要な数量が増加したため。
②「亀甲ひび割れ補修」「エフロレッセンス処理」について、施工数量調査の結果、補修は不要と判断し数量が減少したため。
③「モルタル浮き部補修（細物）」「躯体欠損部補修」「鉄筋爆裂部（軒天部分）補修」について、施工数量調査の結果、補修が必要な箇所を新たに確認したことにより数量が増加したため。 |
|-----|---------|---|

- | | | |
|-----|----|--|
| 1 1 | 備考 | |
|-----|----|--|